

請願第 18 号 平成 22 年 6 月 1 日受理

件 名 ムサシトミヨの生息域の公共下水道の整備を早急に行うこと
および熊谷市の魚にムサシトミヨを選定することを求める請
願

請 願 者 熊谷市久下 1481 - 1 熊谷市ムサシトミヨ保護センター内
熊谷市ムサシトミヨをまもる会
会長 竹内 章

紹 介 議 員 杉田 芳雄、加賀崎千秋、笠原 秀雄

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 都市建設常任委員会

【件 名】

ムサシトミヨの生息域の公共下水道の整備を早急に行うことおよび熊谷市の魚にムサシトミヨを選定することを求める請願

【請願趣旨】

熊谷市ムサシトミヨをまもる会は、昭和 62 年に設立し、ムサシトミヨの生息域の保護・まもり人として活動しその成果が認められて、平成 15 年には、市立久下小学校と一緒に日本水大賞を受賞しました。市立佐谷田小学校・市立熊谷東中学校では、ムサシトミヨの保護・増殖を行い、今日まで 24 年間の繁殖数にはバラツキはありますが、繁殖数の合計が 12,950 尾に達し、ムサシトミヨの保護啓発および増殖基地、種の保存機関として役割を十分果たしてきています。

また、平成 20 年には、環境省より名誉ある「平成の名水百選」に選定されました。

しかし、ムサシトミヨの生息する環境は日増しに悪化し、平成 17 年生息調査では、5 年前に比べて生息数が半減し、現在では約 1 万 5 千尾にまで減少しています。生息地への生活排水の流入が、減少した主な原因であります。

本会員の高齢化により、保護にも限度があります。現在の生息環境では近い将来生活排水の流入による環境汚染で絶滅する恐れがあります。ムサシトミヨが、次世代まで、安心・安全に生息できるように流域の公共下水道の整備を早急に行うよう請願いたします。世界中で熊谷市にだけ生き残った氷河期の遺産の「ムサシトミヨ」を熊谷市の魚に選定し、手厚い保護・安全がされるよう請願いたします。

【請願事項】

- 1 ムサシトミヨの生息する元荒川流域に公共下水道を早急に整備する。
- 2 世界中で熊谷市にだけ生き残ったムサシトミヨを熊谷市の魚にする。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。

請願第 19 号 平成 22 年 6 月 1 日受理

件 名 国に対して所得税法第 5 6 条の廃止を求める意見書の提出を
求める請願

請 願 者 熊谷市小島 654 - 9
熊谷民主商工会
会長 中村方敏

紹 介 議 員 林 真佐子、大山美智子、桜井くるみ

要 旨 別紙のとおり

付託委員会 総務文教常任委員会

【件 名】

国に対して所得税法第 56 条の廃止を求める意見書の提出を求める請願

【請願趣旨】

所得税法第 56 条は「配偶者とその家族が事業に従事したとき、対価の支払いは必要経費に算入しない」と定めています。どんなに働いても家族従業者には、自家労賃（私のはたらき分）が社会的に認められず、タダ働きを強いられています。家族従業者の多くは業者婦人が支えています。

埼玉県が「商工業等に携わる女性に関する実態調査」(2003 年)でも「家業で働いた報酬」については家業ということで受取っていないと 28%が回答しています。事業主の所得から控除される働き分は、配偶者の場合は 86 万円、家族の場合は 50 万円で、家族従業者はこのわずかな控除が所得としてみなされるため、社会的にも経済的にも全く自立できない状況となっています。所得証明がとれないなど一人の人間として働き分が給料として認められないことによって大きな不利益があり、後継者不足に拍車をかけています。

ドイツ、フランス、アメリカなど、世界の主要国では『自家労賃を必要経費』としており、日本だけが世界の進歩から取り残されています。憲法は一人ひとり的人格、人権を認めています。家族従業者の労働を、個人の働き分として正当に評価すべきです。所得税法第 56 条は、憲法、女性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法に違反する時代遅れの法律です。また、同じ労働に対して、青色と白色で差をつける制度自体が矛盾しています。

家族従業者が一人の人間として人格、人権が尊重され、「法の下での平等」のために、所得税法第 56 条の廃止を求めます。

以上の趣旨から下記のことを請願します。

【請願事項】

所得税法第 56 条は廃止するよう国や政府機関に意見書の提出を求めます。

以上、地方自治法第 124 条の規定により請願いたします。